

2018年12月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 かんぼ 生 命 保 険
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 植 平 光 彦
(コード番号：7181 東証第一部)
問 合 せ 先 広 報 部 (TEL. 03-3477-2357)

(開示事項の経過) 新規業務の認可取得について

株式会社かんぼ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 植平光彦）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第138条第1項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、2018年10月16日に新たな保険の引受けを内容とする新規業務の認可申請を行い、本日、金融庁長官及び総務大臣から認可を取得しました。

上記の新たな保険の引受けについては、来年4月以降の開始を予定しています。

なお、新規業務の概要は別紙のとおりです。

以上

(別紙)

新規業務の概要（新たな保険の引受け）

1 引受基準を緩和し、保障内容を変更した普通終身保険、特別終身保険及び普通養老保険

以下の(1)の保険商品の種類について、引受基準を緩和し、(2)の保障内容の変更を行った保険を引き受けることとします。なお、この保険には(3)の特約を付加することができます。

(1) 対象とする保険商品の種類

普通終身保険（定額型に限り、低解約返戻金型を含みます。以下同じとします。）、特別終身保険（低解約返戻金型を含みます。以下同じとします。）及び普通養老保険

(2) 保障内容の変更

- ① 重度障害による保険金及び重度障害による保険料の払込免除は取り扱いません。
- ② 死亡保険金の支払額は、契約日から起算して1年以内に死亡した場合、基準保険金額の50%に相当する金額とします。

(3) 付加できる特約

引受基準を緩和し、保障内容等を変更した総合医療特約（以下の2の特約）

2 引受基準を緩和し、保障内容等を変更した総合医療特約

以下の(1)の特約の種類について、引受基準を緩和し、(2)の保障内容の変更を行い、(3)の範囲で保険金額の設定ができる特約を引き受けることとします。

(1) 対象とする特約の種類

無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）、無配当総合医療特約（無解約返戻金型）及び無配当総合医療特約

(2) 保障内容の変更

- ① 入院保険金、入院初期保険金、手術保険金、放射線治療保険金の支払額は、契約日から起算して1年以内に支払事由が発生した場合、特約基準保険金額を50%に削減して計算した金額とします。
- ② 入院中に受けた手術の手術保険金の支払額は、入院保険金日額の10倍とします。

(3) 保険金額設定の範囲

① 引受基準緩和型無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）及び引受基準緩和型無配当総合医療特約（無解約返戻金型）の基本契約の保険金額に対する特約の保険金額の割合

ア この特約を付加する基本契約の加入年齢及び保険料払込済年齢が、5倍型終身保険に加入できる加入年齢及び保険料払込済年齢の範囲内であるときは、この特約の保険金額はその基本契約の保険金額の5倍以下とします。

イ この特約を付加する基本契約の加入年齢及び保険料払込済年齢が、2倍型終身保険に加入できる加入年齢及び保険料払込済年齢の範囲内であるとき（前アの場合を除きます。）は、この特約の保険金額はその基本契約の保険金額の2倍以下とします。

ウ 前ア、イのいずれにも該当しないときは、この特約の保険金額はこの特約を付加する基本契約の保険金額以下とします。

② 引受基準緩和型無配当総合医療特約の基本契約の保険金額に対する特約の保険金額の割合

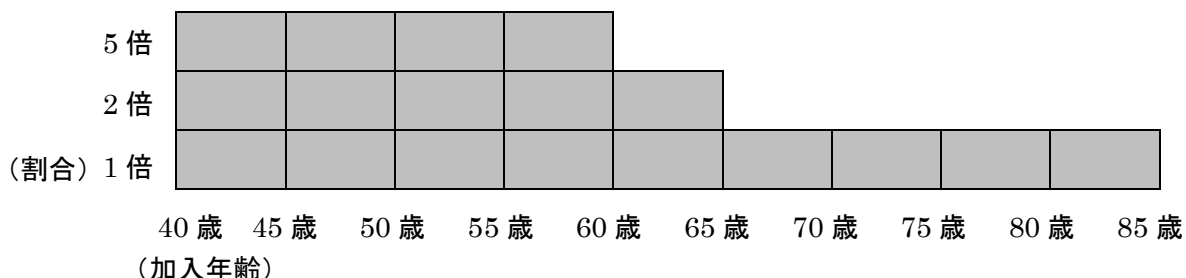
ア この特約を付加する基本契約の加入年齢及び保険期間の終期が、5倍型特別養老保険に加入できる加入年齢及び保険期間の終期の範囲内であるときは、この特約の保険金額はその基本契約の保険金額の5倍以下とします。

イ この特約を付加する基本契約の加入年齢及び保険期間の終期が、2倍型特別養老保険に加入できる加入年齢及び保険期間の終期の範囲内であるとき（前アの場合を除きます。）は、この特約の保険金額はその基本契約の保険金額の2倍以下とします。

ウ 前ア、イのいずれにも該当しないときは、この特約の保険金額はこの特約を付加する基本契約の保険金額以下とします。

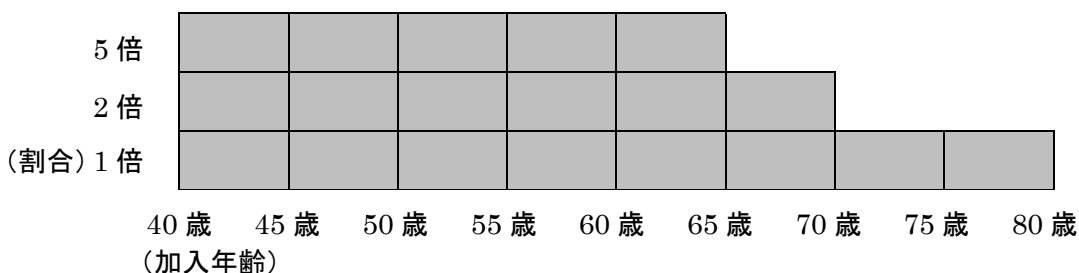
《補足1》 基本契約の保険金額に対する特約の保険金額の割合のイメージ

- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約（解約返戻金低減型）及び引受基準緩和型無配当総合医療特約（無解約返戻金型）【上記(3)①】



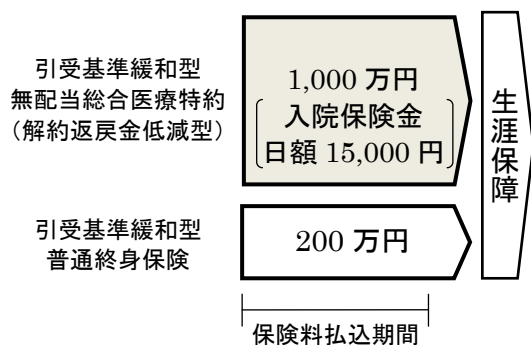
- ・ 引受基準緩和型無配当総合医療特約【上記(3)②】

※保険期間10年の場合

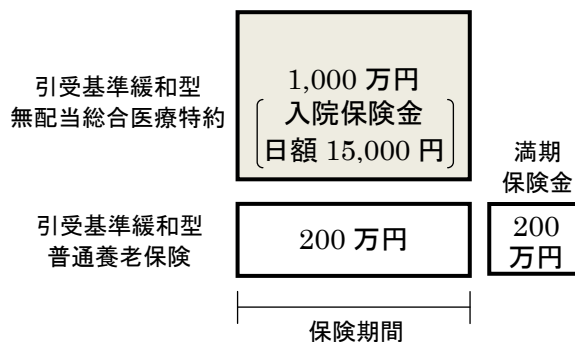


《補足2》 基本契約の保険金額に対する特約の保険金額を5倍とした例

例1：終身保険



例2：養老保険



3 先進医療特約

以下の特約を引き受けることとします。

(1) 特約の種類

無配当先進医療特約（無解約返戻金型）

(2) 保障内容

先進医療保険金

被保険者が公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたときに、先進医療にかかる技術料と同額を支払います。なお、先進医療にかかる技術料が1万円未満の場合は1万円を支払います。

(3) 保険期間

10年とします。満了時に自動更新し、保険期間の上限は被保険者の年齢が95歳に達する日の前日までとします。

(4) 保険料払込期間

全保険期間とします。

(5) 保険金額

特約保険金額は、一律300万円（支払限度額）とします。

(6) 危険選択の方法

被保険者の健康状態の告知を要します。

(7) 保険料払込方法

① 保険料払込方法（回数）

分割払とします。

② 先進医療特約のみ払い込むべき特約保険料があるときは、保険料払込期間の終期までの期間分の特約保険料について、一括して前納することを要します。

(8) 返戻金・配当金

返戻金・配当金はありません。

(9) 保険料

性・年齢別の保険料設定とします。

以上